

**相談支援事業所の機能強化型サービス利用支援費及び  
機能強化型継続サービス利用支援費と複数の事業所の協働体制について**

**○機能強化型サービス利用支援費及び、機能強化型継続サービス利用支援費について**

（趣旨）支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、基本報酬に地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とする。また、複数の特定相談支援事業所が協働して算定要件を満たすことが可能。

・機能強化型算定要件（色付き部分は協働体制を確保することによって満たすことが可能な要件）

番号※	算定要件（概要）	I	II	III	IV
①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	○			
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。		○		
①ウ	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。			○	
①エ	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。				○
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催する。	○	○	○	○
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	○	○		
④	指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○	○
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している	○	○	○	○
⑦	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。	○	○	○	
⑧	協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○	
⑨	指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満である。	○	○	○	○

※番号は体制届（別紙4）「機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害者（児）支援利用援助費に関する届出書」に記載されている番号。

**○機能強化型サービス利用支援費、機能強化型継続サービス 利用支援費の報酬単位**

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）
2, 0 1 4 単位	1, 9 1 4 単位	1, 8 2 2 単位	1, 6 7 2 単位
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）
1, 7 6 1 単位	1, 6 6 1 単位	1, 5 5 8 単位	1, 4 0 8 単位

（令和6年4月報酬改定時点）

**機能強化型の要件の詳細**

①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
【提出書類】勤務形態一覧・研修の修了証	
<p>《留意事項通知》</p> <p>○3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>《厚労省Q&amp;A抜粋》</p> <p>○4人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。</p> <p>○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。</p> <p>○常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。</p>	
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
【提出書類】勤務形態一覧・研修の修了証	
<p>《留意事項通知》</p> <p>○2名（相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>《厚労省Q&amp;A抜粋》</p> <p>○3人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。</p>	

<p>○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。</p> <p>○常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。</p>	
①ウ	<p><b>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</b></p>

**【提出書類】勤務形態一覧・研修の修了証**

《留意事項通知》

- 相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所又は同一敷地内にある特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。
- 同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

《厚労省Q&A抜粋》

- 2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。
- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。
- 常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

①エ	<p><b>専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。</b></p>
----	--

**【提出書類】勤務形態一覧・研修の修了証**

《厚労省Q&A抜粋》

- 2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。
- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。
- 常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

②	<p><b>利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</b></p>
---	--

**【提出書類】会議の議事録 ・年間開催予定表や開催規定**

《厚労省Q&A抜粋》

- テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

○議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策

ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況

エ 保健医療及び福祉に関する諸制度

オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術

カ 利用者（障害児及びその家族）からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

キ その他必要な事項

○議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

○概ね週1回以上開催すること。

《厚労省Q&A抜粋》

○会議は、利用者、家族や関係機関の関係者を含めたものではなく、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

③

24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保していること。

【提出書類】 運営規程や重要事項説明書、連絡体制表など

《留意事項通知》

○常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

○電話番号は全利用者に伝えること。

○電話は必須とし、電話に加えてメールでの連絡手段を用意してもよい。

《厚労省Q&A抜粋》

○24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りる。

○利用者の家族や利用しているサービス提供事業所からの相談も対象となる。

④

相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

【提出書類】 同行による研修の記録、研修の計画

《留意事項通知》

○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行う。

○なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。

○募集をかけているが新規職員が採用できない場合は、採用した職員に行う場合の研修計画（研修の目的、研修実施者、研修の期間、研修を修了とする要件等必要事項を定めたもの）の提出をもって認めるものとする。

⑤

基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供していること。

【提出書類】 基幹相談支援センター等と連携していることがわかるもの（窓口と手順を記した規

定など)、困難ケースを受け入れたことがわかる書類(モニタリングシートなど)

《留意事項通知》

○自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。

《厚労省Q&A抜粋》

○基幹相談支援センター以外に、(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。

○当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

⑥

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。

【提出書類】地区会に参加していることがわかるもの(事例検討会等の議事録など)

⑦

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

【提出書類】地区会の会議録、基幹相談支援センターが主催する研修会の参加記録等

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1要綱別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)の(イ)の取組に協力していること。

《別記1-3、要領3の(1)の(イ)

イ) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)
- ・地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
- ・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ・地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

《川口市の取り扱い》

地区会への原則毎回出席し、地区会で明確な役割を持って会議に参画する(例:企画・運営、司会進行、事例提供等)。

⑧

協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

【提出書類】・自立支援協議会の専門部会、プロジェクトチーム、協議会、相談支援体制整備(地区会を含む)の会議録(事業所の役割がわかるもの)

・地域生活支援拠点等の登録証

《厚労省Q&A抜粋》

○参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。

○定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計

画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

《川口市の要件》

○川口市では要件を以下の通りとしています。

- ・年1回の特定相談支援事業所連絡会の参加
- ・地域生活支援拠点等への登録
- ・地区会等へ原則毎回参加し、基幹相談支援センターと連携し、企画、運営に携わること。

(会議の企画をし当日の司会進行を行う、研修会の企画、運営を行う等)

㊟

指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満である。

**【提出書類】 前6月の各月の相談支援専門員の配置、提供実績がわかる任意の表**

《留意事項通知》

- 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ40件未満であること。
- 1月の当該相談支援事業所全体の相談支援対象障害者等(保護者)の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均で除して得た数とする。
- 当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

### ○協働により体制を確保する場合について

単独の事業所で機能強化型サービス（継続）利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築したうえで、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、機能強化型算定要件の①ア～ウ（人員要件）、③（24時間の連絡体制）を満たすことを可能とするものである。

### ○協働体制を確保し、機能強化型サービス（継続）利用支援費を算定する場合の要件と提出書類

機能強化型サービス（継続）利用支援費の算定要件を各々の事業所が満たした上で、以下a～cの書類を提出ください。

#### 《体制要件》

- a. 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。  
（提出書類：協定書）
- b. 機能強化型サービス（継続）利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において、定期的（月1回）に確認が実施されていること。  
（提出書類：任意の確認書類）
- c. 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  
（提出書類：会議開催要項、会議記録）

#### 《事業所要件》

- ア. 協働体制に参画する各々の事業所が、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていること。あるいは、地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携強化を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。  
（提出書類：地域生活支援拠点等登録証、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議に定期的に参画していることを示す書類（毎月の会議の議事録等の作成）
- イ. すべての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置していること。

## ○協働体制を確保する場合の留意点

### ①協定書の内容について

協定書の内容について：(厚労省 Q & A)

○少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

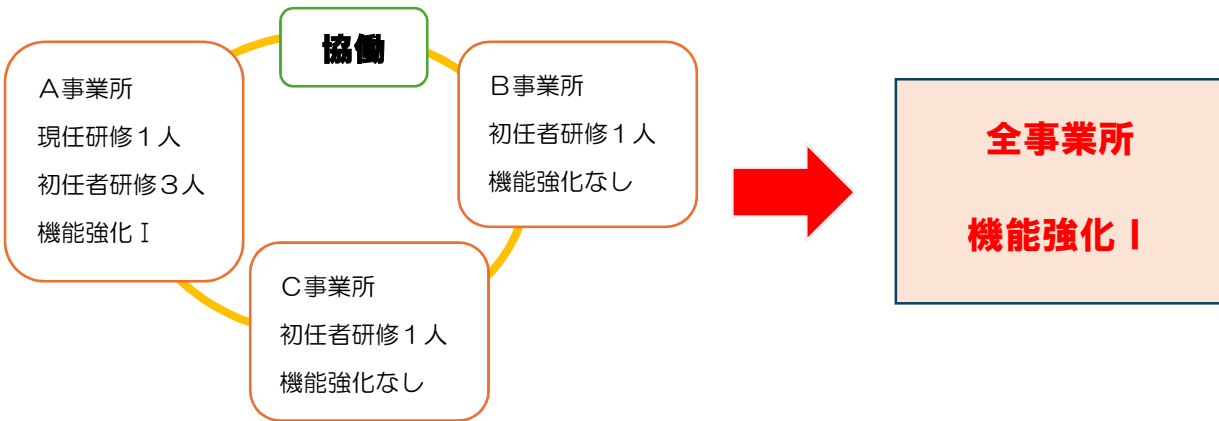
- ②協働体制を確保し、機能強化サービス（継続）利用支援費Ⅰ又はⅡを算定する場合は、24時間の連絡体制の確保について、各々の事業所がどのように連携体制を確保しているかを示す書類を提出すること。
- ③協働体制を確保し、協定を締結していることについて、運営規定及び重要事項説明書等に必ず記載すること。
- ④契約している全利用者に、一体的な管理運営について説明すること。各々の既存の利用者に対しても、協定締結後は、速やかに説明を行うこと。
- ⑤全職員が参加する会議等を円滑に行えるよう、一つの協定を締結する事業所数には十分に注意すること。
- ⑥一つの事業所が複数の協働体制に参画しないこと。
- ⑦市外の同一圏域内の事業所と協働体制を確保する場合、全ての事業所が各々の所在を有する自治体の指定要件を満たしていること。

○協働体制により機能強化型サービス（継続）利用支援費を算定する場合のモデル例

協働体制に係る協定は、原則として同一市町村又は同一圏域内に所在する事業所間で締結する必要があります。川口市では越谷市、草加市、戸田市、蕨市を同一圏内としています。

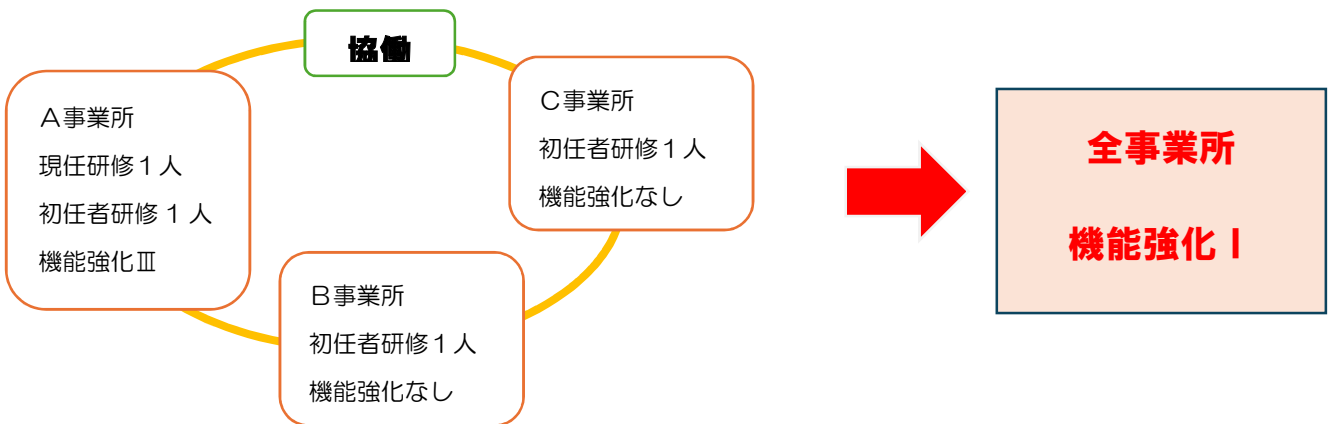
例 1. 機能強化型サービス（継続）利用支援費Ⅰを算定している事業所が、機能強化型サービス（継続）利用支援費を算定していない事業所2か所と協働する場合

※相談支援専門員は全員常勤専従



例 2. 機能強化型サービス（継続）利用支援費Ⅲを算定している事業所が、機能強化型サービス（継続）利用支援費を算定していない事業所2か所と協働する場合

※相談支援専門員は全員常勤専従



例 3. 機能強化型サービス（継続）利用支援費を算定していない事業所が、機能強化型サービス（継続）利用支援費を算定していない事業所と協働する場合

※相談支援専門員は全員常勤専従

